

令和6年度 第2回舞鶴市男女共同参画審議会 会議録

【日 時】令和6年10月7日（月）14時～16時

【場 所】舞鶴市役所 別館 大会議室

【出席者】会 長 稲葉カヨ

委 員 伊庭節子、梅澤秀明、片又康夫、加茂前都美子、阪口靖敬、仙田晴樹、西谷和子
事務局 吉田市民環境部長、佐藤人権啓発・地域づくり室長、山本人権啓発推進課長、
鹿田男女共同参画担当課長、日紫喜福祉部次長、新宮

【傍聴人】0人

【会議内容】

1 開会

2 会長挨拶

お忙しいところ、また足元の悪い中お集まりいただきありがとうございます。

今回の議題は、第2次舞鶴市DV対策基本計画の改定ということで、さっそく事務局から説明を受けたいと思います。

3 議事

(1) 第2次舞鶴市DV対策基本計画の改定について

事務局説明資料

資料1 第2次舞鶴市DV対策基本計画の改定に向けて

資料2 第3次舞鶴市DV対策基本計画（たたき台）

資料3 舞鶴市DV対策基本計画新旧対照表

に基づき、事務局から説明

《主な意見》

委 員 デートDVの注釈で対象を「若いカップル」としているが、若いと限定する必要があるか。

会 長 言葉が出た当時と違い対象も広がっているので「若い」は必要ないのではないか。

委 員 DVの場合、婚姻関係にあることが縛りとなり簡単に別れられずに暴力を受け続けてしまうことから守るため、DV防止法ができているはず。当初は、婚姻関係にない者同士の間で起きるデートDVはDV防止法の保護対象でなかったところから対象となった、DVとして認識される範囲が広がったことを説明すべき

会 長 いわゆるDVというものを日本流の解釈にしまっている。別れても付きまといわれる、脅されるなどというようなことがあって、それを日本的DVに入れてしまっている中、どこまで書きこむのかは難しい。

委 員 リベンジポルノの注釈について、リベンジポルノは裸の写真とは限らないので、「プライベートな写真や動画を相手に無断で」と修正してはどうか

委員 少し前は、市民団体がデートＤＶに注目し、中学や高校に行って劇など分かりやすい形で子どもたちに伝える活動があったと思うが、そのような市民団体の活動により、一般市民にも意識広まっていくと思う。意識づくりの一環として復活されないのか。

会長 市が積極的に活動する方々と一緒に活動、また、サポートしていく体制は大切だと思う。

委員 人権擁護委員は、小学生を対象に、水仙の球根を植え育て、絵を書いてもらう「人権の花運動」、また、学校から要望があれば「人権教室」を行っている。啓発を強化されるなら、人権擁護委員のこういった活動を小・中学校に周知していただくと学校に入りやすくなり、ありがたい。デートＤＶの啓発を高校生対象に行っているが、小・中学校ではどのような教材で、どのような内容でするかが難しい。計画の中で、小・中・高校への啓発を行うとあるが、具体的に、パンフレットやリーフレット等の教材があるのか。

会長 私の方でも探してみる。

委員 主任児童委員として子どもたちと接することが多いが、子どもたちが暴力的な言葉遣いをしたり暴力をふるったりと、暴力が家庭で連鎖してしまっている様子を目にすることがあり悲しい。子どもたちが暴力的、乱暴な言葉を使わないように、連鎖を断ち切らないといけない。小学校低学年など素直さが残っているうちに、そういうことはいけないと伝えていかなければならない。子ども達は家庭の影響を大きく受ける、暴力的な状態が普通だと思ってしまうと、大人になって、子どもや他の人に同じように接してしまう。その連鎖を断ち切らないといけない中、子どもに対しては学校の授業等で教育されていると思うが、中総合会館や市役所トイレ等に多数掲示されているＤＶ防止啓発ポスターを、保育所や幼稚園、各小・中学校など保護者が足を向けるところに、保護者への啓発として、牽制ではないが、自分を振り返るきっかけづくりとして掲示してもよいと思う。

委員 ＤＶに気付く環境づくりについて、今まで相談は、対面、窓口、電話で対応されている。今はホームページやメール、ＳＮＳでの相談も多いと思うが、舞鶴市ではそのような対応はあるのか。

事務局 メール相談等については実施していない。

委員 今までは電話相談が多かったが、今はＳＮＳが多い。体制づくりを早急にしていかなければいけないと思う。

会長 相談方法を増やすためには、相談員の確保が課題となる。誰がその相談を受け付けて完了するか。計画の目標の中から「相談マニュアル」についての記述が消えていたが、マニュアルがない中では、担当になったとき対応できないし、意識がなかったらかえって中途半端な結果になる。相談体制をどうしていくのかを考えていく必要がある。メール相談か電話相談があるが、一応相談資格を持った人が待機していてまわっている。そこをどうやっていくのかを市で考えていかないと仕方がない。

委員 メール相談は相談しやすい。わざわざ行かなくてもよい。

会長 メール相談は難しい。「助けてください」と言われても何をどうやって、やりとりを行ったり来たりしないといけない。相談を受ける側が右往左往することもある。

委員 例えば、あらかじめＤＶ相談のボタンを作って、名前、年齢、加害者は誰、埋め込み方式にすることで対応できるのでは。

- 会 長 あまり情報を書きこませると、身元が分かることを恐れて相談自体が上がってこなくなる。また、行政単位の規模が小さくなるに伴い、相談者と対応者の身元が互いに分かってしまうので、内容はある程度詳細にしながら匿名で相談できることも必要。
- 委 員 相談方法を増やすというよりも、舞鶴市にはこういう相談窓口があるという情報をSNS等で伝えるだけでも違う。
- 委 員 相談窓口をたくさん作ってしまうと対応する側が大変。例えばSNSで相談された場合、返信しなくてはならないが対応しきれるか。受け入れ態勢が整っていないと、結局、対応してもらえなかったなどといったことになる恐れがあり、作るのは簡単だが、体制を整えてからでないと不十分になってしまう。
- 事務局 今回の改定の中で主要施策を3本あげているが、その中でも、相談体制の充実が必要だということでSNS相談等ご提示をいただいた。その問題をやるとなると、みなさんのご意見が相談や体制の充実が担保されないといけない指摘いただいたと理解させていただき、基本目標3の総合的な相談・保護体制を充実させていきたいと思いますというのが、今のご指摘、ご意見だったと受け止めていただくと。
- 委 員 基本目標2のところで、男性が相談につながらないことの例示が限定され過ぎているように思う。どこに相談すれば良いのか分からなかった、恥ずかしくて相談できない、というケースもある。
- 会 長 例えば「また、男性であるが故に無意識の思い込みから」にすればよいのではないかと。
- 委 員 性別による無意識の思い込みは何、と言われたときの一例であるという表現なので、あえてこのような書き方をしたのだと思う。「などといった」というところで例示していると捉えられる。
- 事務局 性差による無意識の思い込みでなく、単純に情報が無く知らなかったとか、相談窓口が分からなかったというところの例示がないので、例示がもう少し丁寧であるべきだとかご指摘いただいたと受け止めているが、ひとりで抱えて相談場所が分からないケースもあるというご意見でよい。
- 委 員 そのとおり。
- 委 員 「女性のための相談室」について、女性のためだけでなく男性も相談できる「配偶者暴力相談室」としてはいかがか。
- 会 長 「女性のための相談室」というのは、女性の経済的な問題等について相談を受け付ける窓口で、その中にDVの相談も含まれるもの。それとは別に男性のDVもある。女性のため、かつ、DVのための相談であればよい。細分化していくと、なぜ男性のための経済的相談はしないのか、ということにもなりどんどん大きくなって何でもありになる。
- 委 員 将来的にはそういう事も考えられるが、今、一番必要とされている対象は女性、今注力すべきところとして、女性のための相談ということでよいと思う。
- 会 長 男性の相談者が女性に相談することについて、恥ずかしいとか沽券に関わるとかそういった思いを持たれる方もある。それでは、男性の相談者が男性の相談員に相談するのかというと、これも人によって違い、本人の希望に沿うべき。体制の話になるが、男性の相談員を確保できるのか、ということがある。

- 委員 舞鶴市は同性カップルについてもこの計画改定の趣旨に入れられているので、LGBTQの相談窓口はどこへ行ったらよいかについても示すことができれば先進的だと思う。
- 委員 ラジオで、京都府の施策として「男性の相談」があると聞いた。男性の相談員が受け付けるが、希望によっては、女性相談員も可能とのことで、選べることが求められていると思う。
- 事務局 現在、京都府では、男性相談員による男性相談について、電話、面接相談を予約制で取り組んでおられる。そういったところにアクセス可能であれば、ご利用いただければと考える。舞鶴市の場合、まず「女性のための相談室」を開設した中で、女性から複雑で多様化している相談を受け付けている。その間、2次のDV計画で配偶者暴力相談支援センターを設置するべく動き、「女性のための相談室」と同じ部署にセンターが設置された。相談室とセンターが並立しており、当然、男性からの相談も受けている。女性もDV相談だけでなく、生活の部分や、収入、家庭内での問題、子育ての問題など様々な問題、困難を抱えた女性の窓口であるので、文言の整理は必要かも知れないが、そのような経緯があることをお伝えする。現場としては、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律もできたということもあり、その辺りの受け皿としても「女性のための相談室」は、引き続き設置し続けたいと考える。
- 事務局 計画のところで引き付けて考えると、5, 6頁にて、今回の改定にあたってこれまでの現状を記載しており、さきほど委員からご指摘いただいた6頁についても、これまで「女性のための相談室」や支援センターを含めてここまでやってきたということを整理している。先程からご指摘いただいている部分については、基本目標3「総合的な相談・保護体制の充実」に記載するように、今後は男性や外国人からの相談も増えると予想され、性別や国籍等に関わらず、DV被害に悩む全ての方が相談しやすい環境整備についても検討が必要としており、この部分の肉付けをしっかりとやっていくということについてご指摘いただいたと、ご理解いただけたらと思う。
- 委員 相談時の対応マニュアルを活用してというのがなくなったその理由は何か。
- もう一つ、基本目標3「総合的な相談・保護体制の充実」の、相談件数の推移に関する説明の整合性について、矛盾している気がするのどうか。
- 事務局 文言については整理する。マニュアルを廃止する理由としては、「女性のための相談室」の中に女性相談員を設置したため、対応者が一本化されたことによる。各部署に相談があった場合は相談室に繋ぎ、具体的な相談をお聞きしている。相談を受ける中で、以前に比べ、単順に配偶者からの暴力の相談、というより、別の課題が見つかるなど根が深く、一定経験を持った相談員が1回で聞かせていただく体制を整えたいということもあった。
- 委員 相談員は、現在何名おられるのか。
- 事務局 「女性のための相談室」の女性相談員は2名、そこに私も含めて、男性の相談を受けられる者を2名確保している。他の業務も兼務している。
- 委員 さらに窓口体制の強化を検討するというのは、具体的には人数を増やす計画をしていると解釈してよいか。
- 事務局 予算的なことや、体制、人材の部分があるが、できれば複数名で対応する体制は維持しつつ、男性相談、LGBTQの相談を受け入れられるような研修の受講も含めて、今いる職員

で強化をしていきたい。

会 長 この4名は全員兼務か。

事務局 女性相談1名は専任。

会 長 継続的な人材育成が必要ということですね。

事務局 どここの相談窓口も同じ形かと思っている。

会 長 目標があっていくつもの施策があるが、どのようにフォローアップして、どのように評価していくのか。計画だけあって、何するのか、実施体制としてどこが責任を持ってどのようにやっていくのか。実施体制をどうやって築いていくのかが見えてこない。

事務局 担当課には、毎年この取組内容についての進捗確認をしている。

会 長 やった結果がどうだったと言えないといけない。計画の位置付けもない印象を受けたがどうか。

委 員 計画は人権啓発推進課が中心になって進めているが、担当課が意識して取り組んでいるというところに委ねることとなるだろう。自身も関わる教育の部分が多方面に関わっているため、改めて、そういう思いをもって頑張らなければいけない。実行機能を担保するものとするなら、大きく、始めから作り替えなければならないと追いつかないと思う。

委 員 DV対策に限らず、市の様々な政策のフォローアップ、評価のシステムがどのようなになっているのかにもつながると思うので、今ここでというのは難しいと思うので、5年後に改定されるその時に向けて、今の指摘を考えていったらよいのかと思う。実際、他の施策の計画、立案、実行、評価のシステムで参考になるようなものはあるか。

事務局 第1回目の審議会で触れた「まいプラン」は、年1回、各課から実施計画の取組状況について報告を受け、分析の機会をもっている。今回の改定にあたり、数値目標としてはないものの、策定した計画のフォローアップ等の体制についての視点を考えたい。

会 長 PDCAサイクルの、計画して、実行して、その結果をチェックして次のアクションにつなげる中のチェックが切れている。

事務局 ご指摘のとおり、総合計画はじめ、見直しや補正については必ず位置付け、進捗確認等をしているが、計画そのものに明記されていないということが不十分ではないか、という指摘だと思うので、今回その部分を埋め込めるのかどうかは預からせていただきたい。少なくとも計画の中にそういう明記があろうとなかろうと、チェックの部分については何らかの形で実施し、審議会等にお示しするなどの体制づくりについては、必要であると認識している。記載そのもの含め、考えさせてほしい。

委 員 庁内DV対策連絡協議会について、どれだけ効果があり、舞鶴市の意識向上につながるのか。数年ごとに異動があるので、意識がまちまちになることを懸念する。

事務局 庁内DV対策連絡協議会は、DVに関する窓口対応をする可能性のある部署の担当者や係長、課長に対しDVに関する意識を持ってもらうこと、担当が変わっても継続していただくように情報交換などを行っている。

委 員 男女共同参画庁内推進会議は。

事務局 市長が会長となり、部長等を対象に開催している会議。DVに限らず審議しており、まいプランの進捗管理等も行っている。

- 委員 DV相談の舞鶴市の特徴は。また、現状はどういう事情で増えているのか。
- 事務局 相談件数増加の原因の一つに、1人の相談者が繰り返し相談されることにより積み重ねられたということがある。また、「女性のための相談室」を設置したことが、一定、認知されたことで、これまで相談を受けていただいていた警察をはじめ、北部家庭支援センターや京都府家庭支援総合センターの相談件数が減少し、より身近な相談先として増加しているのが現状。決して舞鶴市が突出して多いというものではない。今後も引き続き、相談と啓発の両面から進めていきたい。
- 会長 新規相談の実人数は。
- 事務局 実人数で57人。
- 会長 解決した人は。
- 事務局 解決したケースもある。例えば離婚されたケース。1回だけの電話相談で匿名のケースや、その後を確認ができないケースもある。新規57人のうち2割は匿名で確認できていない。
- 会長 匿名の方はどのようにカウントしているのか。
- 事務局 内容を聞かせていただき、以前と同等の内容であるとか、初めての電話か確認し、判断している。
- 委員 相談員の人選はどのようになっているか。人選は丁寧にしていかなければいけないが、例えば、学校を退職された先生や民生委員など、ある程度そういった経験をされている方、時間に余裕のある方を登用し、さらには人数、回数を増やすなどして、相談者が離れていかないうちに、アシスト的に入ってもらって24時間体制にするなど検討するとよいのでは。意外と相談にのってあげたい方、力になりたい方も居られると思う。
- 会長 ボランティアでは難しい。問題が起きたときの責任などがあり、相談にのってあげたいと言われてお願いしますとは言えない。
- 委員 基本計画から逸れてしまうとは思いますが、相談員の話がでていたので話したい。大津市で保護司が刺されて亡くなった事件があった。このような仕事は逆恨みされるケースもあるので、相談員の安全対策も考えないといけない。
- 事務局 「女性のための相談室」は看板を掲げて開設しているが、配偶者暴力相談支援センターは非公表とし、舞鶴市役所の中にはあるが、加害者の逆恨みによるトラブルを防止するため、電話番号しか公表していない。そういった配慮は必要と考える。女性相談員の増員についても、計画を策定したあと検討したい。よい人がおられたら紹介していただきたい。
- 委員 相談者は窓口をどこで知られたのか。
- 事務局 初回の電話相談で、どちらで相談窓口を知ったか聞かせていただく。ホームページで調べたという方、府の相談窓口からの紹介、警察、子ども支援の担当から、庁内の横連携など関係機関からの紹介が多い。
- 委員 チェック機能について、計画の中で学校教育に関わるところを見たところ、今現在もやっていないわけではないと思った。人権教育を根底におきつつ、新しいことを盛り込むのは大変。人権に関わることをベースに持続可能な取り組みを進めていく。どれだけ工夫ができるのかを考える、学校も関係機関と連携して様々なことを、となると、困難になる。現

場は人も変わる、若い職員も来るので、ルーツや歴史、法整備については、しっかりと研修を進めつつ、子ども達が10年20年たって子育てするとき、と、描きながら指導を続けようと言っていきたい。

会 長 貴重な意見をいただき、これから事務局の方で再度練り直していただく。次回は本日の意見を踏まえ、答申案を提案いただくことになるのでよろしくお願いします。

4 その他

次回の審議会開催時期について

11月19日（火）午前から